

AI(人工知能)を活用した税務調査が本格化

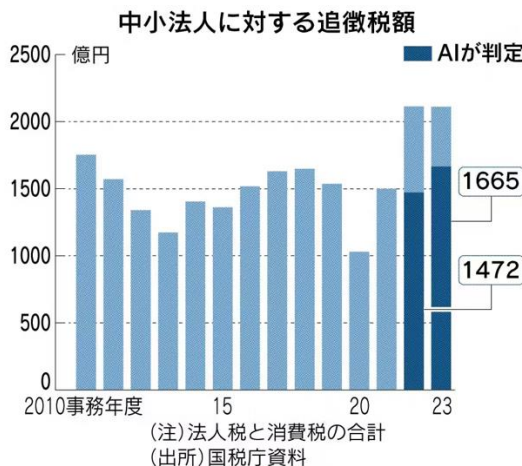
国税庁は、2023事務年度(2024年6月までの1年間)の法人への追徴税額が、2010年度以降で、最多の3,572億円だったことが公表されました。ここで注目すべき点としては、中小法人の税務調査において、前年度から本格導入されたAI(人工知能)を活用した調査対象の絞り込みです。今回の報告においては、その追徴の8割がAI調査によるものとのことです。

全体の追徴税額の内訳は、法人税が2,102億円(前年度比12.5%増)、消費税が1,095億円(同19.3%減)、源泉所得税が375億円(同10.9%増)です。

全国の税務署において2022年度から、所管する資本金1億円未満の中小法人を対象に、税務調査を実施するかどうかの判断を、AIにより行っているとのことです。

過去の申告書や調査で得た資料などをデータベースに蓄積し、機械学習を行ったAIが申告書を分析し「申告漏れの可能性が高い納税者」を判定し、参考としています。

国税庁のまとめによると、2023年度にAIが判定した調査対象における実地調査において、法人・消費税の追徴税額は、計1,665億円で、前年度から193億円増えています。これは、中小法人全体に占める割合も約9ポイント上昇して78.9%にもなるそうです。



◆ 所得税調査においてもAI調査が過去最多の実績

所得税においても法人税と同様に、各地の国税局の税務調査で、所得税の申告漏れを指摘して追徴課税をした額が全国で1,398億円余りに上り、これまでで最も多かったことが国税庁により公表されました。所得税においても、2022年度から本格的にAIに申告漏れの事例を学習させて税務調査を行う手法を取り入れた結果だとしています。

国税庁のまとめによると、各地の国税局が2024年6月までの1年間に所得税に関する税務調査を60万件余り行ったところ、所得の申告漏れなどは、全国で31万1,264件、9,964億円となりました。

この調査による追徴税額は、合わせて1,398億円で、前の年の同じ時期に比べて30億円増え、現在の方法で統計を取り始めた2009年以降で最も多くなっています。

1件当たりの申告漏れなどの金額は、最も多かった業種が、前回と同じ、「経営コンサルタント」で、3,871万円、次いで「ホステスやホスト」は3,654万円、「コンテンツ配信」が2,381万円と続いています。

国税庁としては、今後も学習させる資料を増やすなどして、AIによる的確な調査対象の絞り込みを推進していくとのことです。これにより、職員の経験や勘が必要となる複雑な事案に人手を割くことができる効果も期待しており、今後もデータの蓄積を重ねてAIの改善を進め、業務を効率化して公平な課税の実現を目指しているようです。

CONTENTS

AI(人工知能)を活用した
 税務調査が本格化……………P.1
 退職金課税の改正、
 来年度見送りへ……………P.2
 退職金と税金……………P.2
 スマホ用電子証明書と
 マイナンバーカード……………P.2
 定額減税によるふるさと納税
 控除額への影響……………P.3
 申告書等の控えへの收受
 日付印の押なつが廃止へ……………P.4
 中小企業における
 事業承継の意向調査……………P.5
 12月度の税務スケジュール……………P.5
 今月の名言録……………P.6
 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
 ご利用ください!

随時更新しますので
 フォローして下さい!



退職金課税の改正、来年度見送りへ



政府・与党は、同じ会社に長く勤めるほど優遇される退職金課税の改正を2025年度は見送る方針となりました。ただし、2026年度の税制改正ではあらためて議論することになりそうです。自民、公明両党が、国民民主党と所得税の「年収103万円の壁」の引き上げ協議をしている状況で、負担増を伴う改正は困難と判断しました。

終身雇用が前提の仕組みで、転職やフリーランスといった多様な働き方を選ぶ人に不利になっているとの指摘があり、雇用の流動性を高める改革が遅れる懸念があるとの理屈ですが、本当にそうなのでしょうか。この改正がされた場合、勤続年数が長い人の負担が増える一方で、勤続年数が短い人の負担が減るわけでもないため、ただ単に勤続年数が長い人の負担が増えるだけではないのでしょうか。個人的には疑問があります。

当然のことながら、この勤続年数による格差をなくす改正で、退職時の負担が増える可能性があるサラリーマン層からは増税だとの反発も予想されます。

退職金と税金

◆ 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。退職金から、勤続年数に応じた退職所得控除を差し引いた後に、2分の1した金額が課税対象になります。

$$(\text{収入金額(源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

なお、確定給付企業年金規約に基づいて支給される退職一時金などで、従業員自身が負担した保険料または掛金がある場合には、その支給額から従業員が負担した保険料または掛金の金額を差し引いた残額を退職所得の収入金額とします。

◆ 退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)



注1: 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

注2: 上記の算式によって計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円になります。

注3: 障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

退職金は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収(20.42%)で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税や住民税が源泉徴収又は特別徴収されます。この退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

スマホ用電子証明書とマイナンバーカード

確定申告や各種証明書の取得、健康保険証としての利用など様々な場面で利用されるマイナンバーカードですが、通常はカードの持参が必要です。ただし、一定の行政サービスにおいては、カード本体に代わり「スマホ用電子証明書」を利用できるようです。

スマホ用電子証明書とは、2023年5月から開始したスマートフォン向けの公的個人認証サービスのことで、マイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、スマホ用電子証明書の機能を搭載することで、スマホだけでマイナンバーカード関連の各種サービスを利用することができます。

スマホ用電子証明書を搭載するには、利用申請が必要です。対象端末のマイナポータルアプリから、マイナンバーカード用署名用電子証明書のパスワード(マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に設定した6文字から16文字の半角英数字)を入力し、マイナンバーカードの読取り等を行って申し込みます。搭載までの詳しい流れは、マイナポータルのホームページで確認することができます。

現在、スマホ用電子証明書が利用可能なサービスは、マイナンバーカードを使用する際と同様に、住民票の写しをはじめとする市区町村の各種証明書のコンビニ交付サービス、銀行・証券口座開設等の各種民間オンラインサービスなどがあります。税務の場面では、年末調整において国税庁が提供する年調ソフトで利用することができ、2025年1月からは、e-Taxの確定申告の場面でも利用が始まります。今後は、健康保険証としての利用もスタートする予定です。

搭載できるスマホは、2024年11月8日時点でAndroidのうち約350端末(マイナポータルHP・よくあるご質問「スマホ用電子証明書に対応しているスマートフォンを教えてください」を参照)に限定されていますが、今後は、iPhoneも対象に加わる予定とのことです。

定額減税によるふるさと納税控除額への影響

◆ 2024年度分の個人住民税の定額減税の概要

2024年度分の個人住民税については、納税義務者(本人)、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額が、個人住民税の所得割額から控除されています。

ただし、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する人」については、定額減税額のうち、その「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税額(1万円)について、2024年度分の個人住民税ではなく、2025年度分の個人住民税から控除されることとされています。



◆ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する人とは

上記の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する人」とは、具体的には、下記①および②の両方の要件を満たす人をいいます。

- ① 個人住民税の納税義務者(本人)の2024年分の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下(※1)であり、個人住民税の所得割が課税されること
 - ② 上記①の人が、その人と生計を一にする配偶者を有しており、その配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下(※2)であること
- (※1) 所得が給与所得のみである場合、原則として、給与収入1,195万円超2,000万円以下である人が、合計所得金額1,000万円超1,805万円以下となります。
- (※2) 所得が給与所得のみである場合、給与収入103万円以下である人が、合計所得金額48万円以下となります。

◆ ふるさと納税を行った場合の効果

ふるさと納税を行った場合、所得税については、その寄附金額のうち自己負担額2,000円を除いた全額が、所得から控除(所得控除)され、その結果、所得税(復興特別所得税を含みます)が軽減されます。また、個人住民税については、一定額が個人住民税から控除(税額控除)されることとなります(※3)。

なお、上記の寄附金控除等を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った年の翌年の3月15日までに、所轄税務署へ確定申告を行う必要があります(※4)。

(※3) ただし、税額控除されるふるさと納税額には年間の控除上限額(いわゆる、限度額)があり、その限度額を超えた金額については、控除の対象とはなりません。

(※4) 確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合には、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる場合があります。

◆ ふるさと納税の控除額の計算方法の概要

ふるさと納税の控除額の計算の概要は、次のとおりです。

- ① 所得税……………(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除(寄附金控除)
(所得控除額×所得税率(0%から45%が軽減))
所得控除の対象となる寄附金の額は、総所得金額等の40%が上限です。
- ② 個人住民税(基本分)…(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)…(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(0%から45%))
上記①および②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の20%を限度)

◆ 定額減税によるふるさと納税の限度額への影響の有無

総務省によれば、2024年度分個人住民税におけるふるさと納税の「限度額」の計算の基礎となる金額については、その金額を定額減税「後」の所得割額の2割とすると、ふるさと納税の限度額が引き下がり、2023年中にすでにふるさと納税を行った人に意図せざる不利益が生じる可能性があることから、地方税法において定額減税「前」の所得割額の2割とする特例が設けられています。

また、2025年度分の個人住民税については、上記の特例は設けられていないものの、ふるさと納税に関する地方税法の各種規定により、2024年度分と同様の取扱いとなることとされています。

したがって、2025年度分のふるさと納税の限度額についても、定額減税を適用する前の個人住民税所得割額が、その算定の基礎となることから、**定額減税の適用はふるさと納税の限度額には影響を及ぼさないこととなります。**

申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止へ

国税に関する申告書や届出書など(以下、申告書等)を税務署等へ書面で提出する際、提出した事実や税務署等がいつ受け取ったか確認等するために控えを添えて提出し、その控えに收受日付印を押なつの上、返送等してもらう実務慣行があります。この押なつが廃止されます。

◆ 2025年1月から廃止

国税に関する申告手続等について、オンライン化を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が進んでいます。実際オンライン化は年々進んでおり、国税庁から公表された「2023年度におけるオンライン(e-Tax)手続の利用状況等について」によれば、オンライン利用率として法人税申告は86.2%、所得税申告は69.3%との結果が公表されています。このオンライン利用率の向上や、今後も利用が拡大する見込みなども踏まえて、これまで行われてきた、書面提出による申告書等の控えへの收受日付印の押なつは、2025年1月から廃止されることとなりました。そのため、1月以降の書面提出は、正本(提出用)のみを提出することになります。なお、当分の間の対応として、希望者には申告書等を收受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されます(郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封が必要)。

なお、書面提出を行った場合に、提出の事実や申告内容等を確認する方法として、下記の方法があります。

● 書面提出を行った場合の申告内容等の確認方法

確認方法 (利用サービス名等)	請求方法		
	オンライン	税務署窓口	
申告書等 情報取得サービス	○ (無料)	×	・所得税の確定(修正)申告書、青色申告決算書等のうち 直近3年分について、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを取得
保有個人情報の 開示請求	○ (200円/ 件)	○ (300円/ 件)	・税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認 (郵送での請求も可能)
申告書等 閲覧サービス	×	○ (無料)	・納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に閲覧可能(代理人でも閲覧可能(委任状が必要))
納税証明書の 交付請求	○ (370円/ 枚)	○ (400円/ 枚)	・確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又 は、納税の事実を証明する書類(納税証明書等)の 交付を、必要書類等を事前に確認して行う (郵送での請求も可能)

中小企業における事業承継の意向調査

中小企業庁が公表した「令和5年中小企業実態基本調査(令和4年度決算実績)」確報から、事業承継の意向についてご紹介します。

◆ 60歳代の社長が26.2%に

この調査において、2023年6月時点の中小企業の社長(個人事業主含む)の年代別割合をまとめると、右表のとおりです。60歳代が26.2%で最も高く、50歳代と70歳代も25%台となりました。50～70歳代で全体の75%程度を占めています。

社長(個人事業主含む)の年代別割合

20歳代以下	0.1
30歳代	1.9
40歳代	13.7
50歳代	25.5
60歳代	26.2
70歳代	25.0
80歳代以上	7.6

◆ 設立時期別の承継意向

次に中小法人企業の設立年別に、事業承継の意向をまとめると下表のとおりです。調査結果計では、今はまだ事業承継を考えていないとの回答が45.0%、親族内承継を考えているのが30.8%となりました。設立年別での事業承継を考えているとの回答の中では、親族内承継の割合が2016年を除いて最も高くなっています。中でも1995年以前設立の企業では、30%を超えています。

事業承継は経営者にとって最も重要な経営判断になります。後継者の育成などの準備も必要で、実際の承継には長い期間が必要になります。経営者の年齢と事業の現状を考え、早めに取り組むことが求められます。

法人企業の設立年別事業承継の意向(%)

事業承継の意向	設立年	計	2019年以降	2018年	2017年	2016年	2006～2015年	1996～2005年	1986～1995年	1985年以前
親族内承継を考えている		30.8	19.7	19.1	18.3	13.6	21.1	28.0	32.2	38.0
役員・従業員承継を考えている		6.8	7.2	4.6	7.1	4.1	5.3	8.4	6.3	7.2
会社への引継ぎを考えている		1.6	2.1	0.7	0.5	0.8	1.2	1.7	1.5	1.9
個人への引継ぎを考えている		0.6	0.4	1.2	0.4	0.4	0.8	0.5	0.5	0.5
上記以外の方法による事業承継を考えている		2.2	1.8	1.3	5.6	0.5	2.4	3.3	2.1	1.8
現在の事業を継続するつもりはない		10.9	12.6	5.6	9.0	17.2	9.6	10.2	14.4	9.9
今はまだ事業承継について考えていない		45.0	52.0	66.8	58.6	61.8	58.1	46.5	40.5	38.3
その他		2.1	4.2	0.7	0.6	1.6	1.4	1.4	2.5	2.5

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付	納 期 限 12月10日(火)
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 1月6日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

今月の名言録

つまらない考え方

心の弱い卑怯な人になると、「何か自分には運命が向いていない」だとか「世間がまだ本当に認めてくれない」だとか、もっとあきれた奴になると、「設備が整っていない」だとか「誰々が手伝ってくれない」とか、
何かうまくいかないときに、みんな、自分以外のもののせいにする人がいますが、とんでもない見違いですよ。



もっとはっきり言えば、やれ運命がつまらないの、人生がつまらないのって人は、その考え方がつまらないんです。

いいですか、幸福も健康も成功も、ほかにあるんじゃないんですぜ。

あなた方自身のなかにあるんだぜ。

運が向こうから、皆さんのほうへお客のように来るんじゃないんですよ。

すべての幸福や好運は、自分が呼び寄せなければ来やしないんです。

自分が呼び寄せるというのは、自分の心が積極的にならないかぎりには、呼び寄せられないんです。

もっとやさしくいうと、幸福や好運は、積極的な心持ちの人が好きなんですよ。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikai.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

